

# 金を撃ったら・・・

今回は、歴史的最高値を次々と更新している『金』を売った場合の税金についてみていきましょう。



## 1 金の売却

### (1) 金そのものの売却

金の延べ棒など現物としての金を売った場合のうけは譲渡所得となり、他の所得と合わせて総合課税されます。これは、金も他の動産と同じように課税されるということで、所有期間が5年以下か5年を超えるかによって短期譲渡所得か長期譲渡所得にわけられ、いずれの場合も50万円の特別控除額を控除することができます（NO.43・44 参照）。ただし、激しく金の売買を繰り返して生計を立てているような人は、譲渡所得ではなく事業所得や雑所得に該当することもあります。

最近では、毎月数千円から金が見える手軽さから金投資初心者にも注目されている純金積み立てという商品に人気が集まっているようです。積立中は金の現物を手にすることはできませんが、その全部または一部を売却してもうけが出た場合に課税されます。この場合も、金そのものを売却した時同様に総合課税となります。

また、取得費がわからない場合は、売却収入の5%が取得費となります（NO.48 参照）。しかし、他の不動産や動産と違って、購入時期が特定できれば相場を調べることは可能です。例えば『昭和48年に購入したのは間違いはないんだけど・・・』という場合であるならば、昭和48年の相場を調べてその最安値をもって取得費として申告することも可能であると考えます（申告する前に必ず所轄の税務署とご相談ください）。



### (2) 金投資口座・金貯蓄口座の場合

金投資口座や金貯蓄口座は、金そのものの譲渡というよりはその価格・その値上がり益にのみ着目した金融商品としての性格を有しています。したがって、他の金融類似商品同様に源泉分離課税が適用され、税率は一律20%（所得税15%・地方税5%）となります（＝確定申告が不要ということです）。

## 2 その他、金にまつわる税金

(1) 消費税・・・金を売買した場合には消費税がかかります。

(2) 相続税・贈与税・・・金を相続した場合には相続開始日における時価（死亡日の小売価格）により評価し、相続税の課税価額に算入します。また、金の贈与があった場合には贈与日の時価により贈与税の計算を行います。年間110万円の非課税枠があります。

## 3 支払調書制度について

平成24年1月1日以後に金を売った場合で、その譲渡価額が200万円を超えるものについては、金の売買を行う業者は『誰といくら取引をしたのか』ということを経営者に提出することを義務づける制度ができました（金地金の譲渡の対価の支払調書制度。平成23年6月成立）。譲渡益に対する課税を強化するためです。この支払調書には、売却した人の住所・氏名などが記録されるため、取引金額によっては身分証明を提示しなければ売却できないということです。仮に1キログラムのゴールドバーを今月（平成24年1月）売却したとすると譲渡代金は400万円超となるため、その情報は税務署に送られてしまいます。